

議案第19号	三田市職員の特殊勤務手当条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	環境センターに係る役職の廃止等に伴い、同センターの作業長等に支給する特殊勤務手当について、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【趣 旨】 環境センターに係る役職の廃止等に伴い、同センターの作業長等に支給する特殊勤務手当について、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【関係法令】 地方自治法第204条第2項、地方公務員法第24条第6項</p> <p>【改正内容】 (1) 衛生業務手当 ≪現 行≫ クリーンセンターに勤務する職員でごみの収集・処理業務に直接従事したとき、<u>環境センターに勤務する職員でし尿の収集・処理業務に直接従事したとき</u>又はクリーンセンターに勤務する技術職員で炉の保守点検 ≪改正案≫ クリーンセンターに勤務する職員でごみ若しくはし尿の収集・処理業務に直接従事したとき又はクリーンセンターに勤務する技術職員で炉の保守点検業務に従事したとき</p> <p>(2) クリーンセンター・環境センター作業長手当 ≪現 行≫ クリーンセンター・<u>環境センター</u>作業長手当 ≪改正案≫ クリーンセンター作業長手当</p> <p>(3) クリーンセンター・環境センター班長手当 ≪現 行≫ クリーンセンター・<u>環境センター</u>班長手当 ≪改正案≫ クリーンセンター班長手当</p> <p>【施行期日】 平成25年4月1日</p>	